

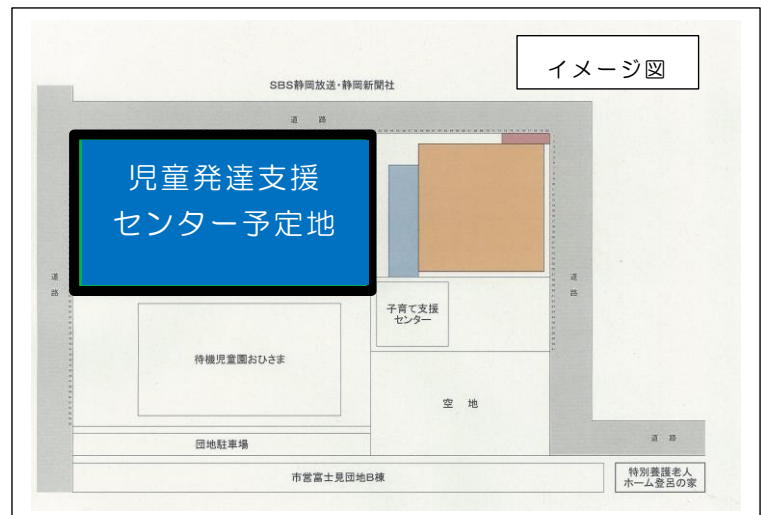
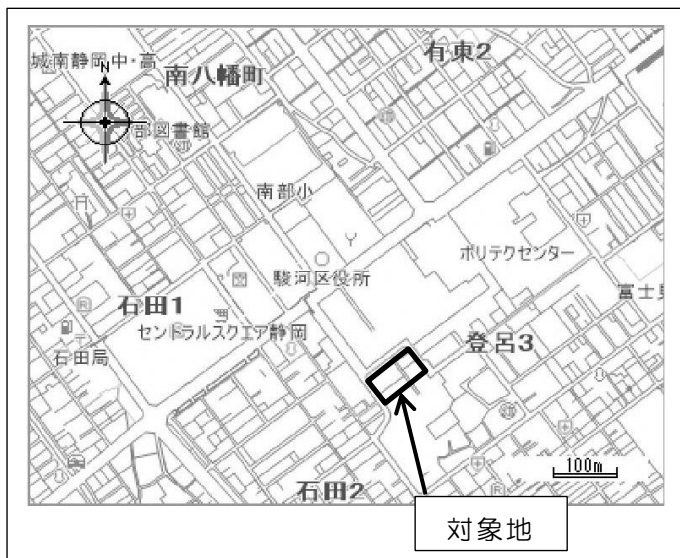
## 富士見エリアにおいて「児童発達支援センター」を整備・運営する事業者の募集について

### 1 「児童発達支援センター」とは

- \* 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を実施する通所事業所。
- \* 「センター」では保育所等訪問事業・相談事業も実施する。
- \* 本市では葵区城東町の「静岡市いこいの家」（定員50人・公設）のみが運営中。

### 2 整備予定地

- \* 駿河区登呂三丁目610-1の一部及び610-12 約1,500㎡  
（平成30年度に測量、分筆登記、所管替等を実施のうえ貸し付ける。）
- \* 文化財埋蔵地のため、建物の規模等について制約が発生する。



### 3 整備方法等

- (1) 民設民営による整備とする。
- (2) 児童発達支援センター（定員50人）を整備する。

### 4 全体スケジュール

| 時期             | 内容         |
|----------------|------------|
| 平成29年12月4日～28日 | 事業者募集      |
| 30年1月下旬        | 事業者選考・決定   |
| 30年7月下旬～31年3月  | 事業者による施設整備 |
| 31年4月          | 開設         |